

石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務
公募型プロポーザル
実施要領

宮城県石巻市

目 次

I	基本事項	1
1	事業の目的	
2	プロポーザルの概要	
3	発注者及び事業担当課	
4	計画の概要	2
5	プロポーザル実施スケジュール（予定）	
6	参加資格要件	
7	実施要領の取得	4
II	審査・選定等	5
1	選定の方法	
2	質問及び回答	
3	参加表明書及び技術提案書の提出	
4	選定方法	
III	その他	6
1	失格事項	
2	設計業務委託	
3	技術提案書等取扱い等	7
4	その他	
5	添付資料	
	様式 1	参加表明書
	様式 2	会社概要書
	様式 3	技術職員等の状況
	様式 4	同種業務実績調書
	様式 5	設計担当チームの総括責任者・主任技術者
	様式 6 - 1	総括責任者の主要業務実績 1
	様式 6 - 2	総括責任者の主要業務実績 2
	様式 6 - 3	総括責任者の同種業務実績
	様式 7 - 1	意匠担当主任技術者の主要・同種業務実績
	様式 7 - 2	照査技術者の主要・同種業務実績
	様式 7 - 3	構造担当主任技術者の主要・同種業務実績
	様式 7 - 4	外構担当主任技術者の主要・同種業務実績
	様式 7 - 5	積算担当主任技術者の主要・同種業務実績
	様式 7 - 6	電気設備担当主任技術者の主要・同種業務実績

様式 7 - 7	機械設備担当主任技術者の主要・同種業務実績
様式 8	協力事務所
様式 9	質問書
様式 1 0	技術提案書表紙
様式 1 1	技術提案書
別添 1	参加表明書・技術提案書作成要領
別添 2	北上小学校事業計画概要 ・別紙 1（参考）北上にっこり地区拠点エリア整備事業概要 ・別紙 2（参考）にっこり団地地区土地利用計画平面図
別添 3	北上小学校建設基本構想・基本計画
別添 4	石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務プロポーザル選定 委員会設置要綱

I 基本事項

1 事業の目的

東日本大震災により施設に壊滅的な被害を受けた相川小学校と吉浜小学校は、被災を免れた橋浦小学校を間借りし、平成23年4月に教育活動を再開しました。

その後、石巻市は平成25年4月に、相川小学校、吉浜小学校及び橋浦小学校の3校を統合し、新設校として北上小学校を開校しました。校舎は、地域の住環境が整うまで、当分の間は橋浦小学校校舎を使用しています。

こうした状況の下、石巻市では北上地域の方々とともに、平成27年4月に北上小学校建設基本構想・基本計画「人づくり・まちづくり・夢づくり 希望の丘に おらほの学校」を策定いたしました。

本事業は、この基本構想・基本計画に基づき、東日本大震災で大きく傷ついた子供たちの教育の場を再生するとともに、地域コミュニティの一翼を担う交流拠点として、北上地区の住環境の整備に合わせて、高台にある「にっこりサンパーク多目的グラウンド」内に校舎を移転新築するものです。

建設する学校施設は、子供たちの教育の場であることに加え、地域住民にとって身近な公共施設であることから、地域との協働も考慮した施設整備を行うこととし、当該地区の教育環境の正常化を図ることを目的としています。

2 プロポーザルの概要

本施設の設計業務（基本設計・実施設計）に当たっては、より優れた設計者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により建築計画に対する設計者の柔軟かつ高度な発想力、設計能力及び豊富な経験に基づく実現能力を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者（以下「設計候補者」という。）を選定することとします。

設計候補者には、新しい地域の中核を創造するという本事業の主旨を鑑みて、当該施設の設計力はもちろんのこと、広い視野と調整力が求められます。

なお、本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の選定のために必要な技術提案書の提出を求めるものです。

- (1) 業務名 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務
- (2) 施工地 にっこりサンパーク多目的グラウンド内
- (3) 業務概要 北上小学校に関する基本設計・実施設計及びその他の業務

3 発注者及び事業担当課

- (1) 発注者 石巻市
- (2) 事業担当課 石巻市教育委員会事務局 学校施設整備室
〒986-8501
宮城県石巻市穀町14番1号
TEL：0225-95-1111 内線5072

FAX：0225-22-5160

メールアドレス：isbdedsdsi@city.ishinomaki.lg.jp

ホームページ：http://www.city.ishinomaki.lg.jp

4 計画の概要

別添2 北上小学校事業計画概要を参照してください。

5 プロポーザル実施スケジュール（予定）

期 日	内 容
平成29年6月 5日（月）	第1回プロポーザル選定委員会
平成29年6月16日（金）	実施要領公表（市ホームページ掲載）
平成29年6月16日（金）から 平成29年6月30日（金）まで	質問書の提出
平成29年7月 7日（金）	質問書に対する回答（市ホームページ掲載）
平成29年8月 4日（金）	参加表明書（技術提案書含む）の提出期限
平成29年8月16日（水）	第2回プロポーザル選定委員会
平成29年8月21日（月）	第1段階選定結果の公表（市ホームページ掲載）及び第2段階選定参加者への通知
平成29年8月28日（月）	第3回プロポーザル選定委員会 （公開プレゼンテーション、ヒアリング）
平成29年9月上旬	第2段階選定結果の通知・公表（市ホームページ掲載）
平成29年9月中旬	契約締結予定

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む者（以下「参加申込者」という。）の必要な資格は、参加申込日において次の各号に該当することとします。

なお、契約締結日までの期間において、参加資格を有しなくなった場合については、失格となります。

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号）第3条第2項に規定する競争入札参加資格承認簿の「測量・建設コンサルタント等の業務」のうち「建築士」に登録され、宮城県内に本店、支店、営業所等のいずれかを有する者
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者
- (3) 次のとおり技術者をそれぞれ配置できること。なお、各技術者に求める資格は別表で定める。

- ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者、③照査技術者（注1）については、当該建築事務所に所属し、専任であること。
- ・④構造担当主任技術者、⑤外構担当主任技術者、⑥積算担当主任技術者、⑦電気設備担当主任技術者、⑧機械設備担当主任技術者については、当該建築事務所の所属、専任の義務はないが、責任を持って担当できる組織に所属する人材であること。
- ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者は、本業務に専念（発注者との打合せにほぼ必ず出席するなど、本業務の履行の確実な担保を求めるものであり、他の業務への従事を制限するものではない。以下同じ。）すること。
- ・①総括責任者、②意匠担当主任技術者、③照査技術者は参加申込者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者としなければならない。
- ・①総括責任者及び②意匠担当主任技術者は、兼任できないものとする。
- ・②意匠担当主任技術者を除く各担当主任技術者については協力事務所（注2）に所属する技術者で、非専任とすることができるものとする。

注1：照査技術者とは、成果物について技術上の照査を行う者をいう。

注2：協力事務所とは、業務の一部を委任し又は請け負わせる事務所をいう。

別表（各技術者の必要資格）

技術者の種類	必要資格
①総括責任者	建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有する者
②意匠担当主任技術者	
③照査技術者	
④構造担当主任技術者	建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する構造設計一級建築士の資格を有する
⑤外構担当主任技術者 ⑥積算担当主任技術者	担当分野の業務について5年以上の業務経験を有する者
⑦電気設備担当主任技術者 ⑧機械設備担当主任技術者	両者又はいずれかが建築士法第2条及び第10条の2の2に規定する設備設計一級建築士であること。設備設計一級建築士でない者は建築設備士の資格を有する者を配置すること。

- (4) 平成14年4月1日以降に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校において、延床面積2,000㎡以上の校舎の新築、増築（既存部分の面積を除く。）又は改築に係る基本設計及び実施設計業務を元請けとして履行した実績（本店、支店、営業所等を問わない。）を有する者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

- (6) 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号。以下「指名停止等措置要綱」という。）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者でないこと。
- (7) 国及び他の地方公共団体から指名停止又は指名回避を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされたものでないこと。ただし、同法に基づく、再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申し立てがなされていない者とみなす。
- (10) 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者でないこと。
- (11) 業務全般に関し、指名停止等措置要綱第2条別表22に掲げる不正又は不誠実な行為の疑いにより、契約の相手方として不相当と認められる者でないこと。
- (12) 参加申込者は本プロポーザルにおいて、他の参加申込者の協力事務所（設計業務を実施するうえで、業務の一部を再委託する設計事務所等をいう。）になっていない者

7 実施要領の取得

本プロポーザルの実施要領等は、石巻市ホームページから出力してください。

II 審査・選定等

1 選定の方法

本プロポーザル方式は、公募型とし、2段階の選定方式とします。

2 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式9）により提出してください。

(1) 提出場所：石巻市教育委員会学校施設整備室

(2) 期 間：平成29年6月16日（金）から平成29年6月30日（金）まで
土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日を除く日の
午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法：持参、郵送又は電子メールとし、郵送の場合は提出期間末日必着とし、電子メールの場合は提出期間末日午後5時必着とします。

(4) 回 答：平成29年7月7日（金）午後4時（予定）

石巻市ホームページに掲載します。

3 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに関する参加表明は、別添1「参加表明書・技術提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）により、「参加表明書」（様式1）及び「添付書類」（様式2～8）「技術提案書」（様式10、11）（以下「参加表明書等」という。）を作成し、その業務実績等を証する書面を添付して提出してください。

(1) 提出場所：石巻市教育委員会学校施設整備室

(2) 期 間：平成29年6月16日（金）から平成29年8月4日（金）まで
休日条例に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時まで

(3) 提出方法：技術提案書は1提案に限ります。

提出は持参又は書留による郵送とします。

封書には「石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務プロポーザル参加表明書在中」と朱書きしてください。

郵送の場合は、平成29年8月4日（金）の消印のあるものまで有効としますが、到着の有無を必ず学校施設整備室まで確認願います。

4 選定方法

(1) プロポーザル提案者の選定

プロポーザル提案者について、次のとおり2段階の評価を行います。

① 第1段階選定

別に定める技術提案書評価基準（別添1「作成要領」3（1）参照）に基づき石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務委託プロポーザル選定委員会（別

添4参照、以下「選定委員会」という。)が、参加申込者の技術提案書を審査し、参加申込者から得点上位の5者程度を第2段階選定への参加者として選定します。

② 第2段階選定

①により選定した5者程度によるプレゼンテーション及び選定委員会によるヒアリングにより、設計候補者を選定します。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

① 参加表明書等及び技術提案書等の内容について、選定委員会によるヒアリングを実施します。ヒアリングは、設計担当チームによるプレゼンテーション(10分間)及び選定委員による質疑(15分間)により行い、公開とします。

説明者の出席は、PC操作者を含めて4人以内とし、本業務を担当する総括責任者が必ず出席するものとします。

② 技術提案書等について、選定委員が技術提案書評価基準(別添1「作成要領」3(1)参照)に基づき評価を行います。

③ 委員の合議の上で設計候補者1者及び次点候補者1者を決定します。審査委員間で意見が分かれ、收拾が難しいときには、委員長の裁定により決定します。

④ 審査は原則非公開とします。

Ⅲ その他

1 失格事項

次の各号に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) I-6の参加申込者の資格要件等に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 技術提案書等に提案者が認識できる名称、暗号、記号などを付した場合
- (4) 実施要項の基本的な条件に違反した場合
- (5) 参加表明書等提出後、石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けた場合

2 設計業務委託

(1) 業務内容

- ① 業務名 石巻市立北上小学校移転新築工事設計業務
- ② 業務内容 建築工事基本設計・実施設計業務
外構造成工事基本設計・実施設計業務
関係者意見交換会等の実施(2回程度)
国庫補助申請等(災害査定等を含む)支援業務
関係法令に基づく申請等の手続きに関する業務
- ③ 業務期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

(2) 設計等業務委託料

予算限度額は、132,000千円（消費税等を含む。）とします。ただし、設計を行う施設規模等が定まった段階において、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号に基づき算定する設計業務報酬を上限として、市と変更契約の協議を行うこととします。

（3）総括責任者等

本件業務受託者の総括責任者及び主任技術者は、本プロポーザルの参加申込の「設計担当チームの総括責任者・主任技術者」に記載された者とします。

（4）契約について

市は、選定委員会において選定された設計候補者と、建築工事及び外構工事に係る基本設計・実施設計に関する契約を行います。

① 建築工事及び外構工事に係る基本設計・実施設計に関する契約

- ・ 市は、選定委員会による選定後速やかに、設計候補者と建築工事及び外構工事に係る基本設計・実施設計に関する契約を行うこととします。
- ・ 設計候補者は、速やかに基本設計・実施設計に関する見積書及び業務費内訳書を提出することとします。
- ・ 見積金額は、2（2）に定める予算限度額を超えることはできません。

② 契約の条件

- ・ 石巻市契約規則によります。

3 技術提案書等取扱い等

（1）著作権及び意匠

提出された技術提案書等の著作権は、それぞれのプロポーザル提案者に帰属するものとします。

なお、第三者の著作権の使用の責は、使用したプロポーザル提案者に全て帰するものとします。

（2）技術提案書の取扱い

- ① 市は、本プロポーザルに関する公表、展示その他市が必要と認めるときに、技術提案書等が無償で使用することができるものとします。
- ② 市は、上記の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとします。
- ③ 市は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類を複製することがあります。
- ④ 提出された書類は、返却しません。

4 その他

- （1）市は、選定された設計者の技術提案書等に拘束を受けないものとします。
- （2）参加申込者は、設計候補者として選定されるまでは、プロポーザルの参加を辞退することができます。
- （3）「設計担当チームの総括責任者・主任技術者」に記載された総括責任者及び主任技術者は、市が合理的な理由があると認めた場合を除き、変更することはでき

ません。

(4) 参加申込者が本プロポーザルに要した全ての経費は、参加申込者の負担とします。

(5) 書類等の作成において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の規定によるものとします。